

薩摩川内市不妊・不育治療費等助成制度 (コウノトリ支援事業)のご案内

薩摩川内市では不妊治療・不育治療を受診されている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊・不育治療に係る費用の一部を助成しています。

また、飯地域に居住されている方へ、交通費(船代)・宿泊費の一部を引き続き助成します。



●令和8年度から 助成額を

『自己負担額の3分の2』 → 「自己負担額の全額」に拡充します。

【令和8年4月1日以降に行った治療分から対象】

●「不妊治療と併用して行った先進医療」についても助成しています。

※鹿児島県の助成制度を受けることができる場合もあります。

詳しくは鹿児島県HP⇒



《注》 県の助成制度対象となる方は、県への申請を済ませてから市の助成申請を行ってください。

1. 助成対象者 (申請時に、次の要件を満たす夫婦が対象となります。)

1. 婚姻をしていること(事実婚の状況にある夫婦も含む)
2. 本市に居住し、かつ、3ヶ月以上前から住所を有していること
・夫婦のいずれかが住所を有している場合も含みますが、住所のある方の費用のみ申請できます。
3. 助成対象者本人が国民健康保険又は社会保険に加入していること
4. 夫婦双方とも市税等の滞納がないこと

2. 対象となる治療

1	不妊治療	(1)体外受精 (2)顕微授精 (3)人工授精 (4)タイミング療法 (5)その他医師が行う不妊治療で保険適用のもの (6)上記と併用して行った先進医療(厚生労働大臣が告示している不妊治療関連の技術)
2	不育治療	医師が必要と認めた不育治療

3. 治療費の助成額 ※単年度あたりの上限額：不妊治療費 20万円 不育治療費 10万円

※自己負担額＝入院時の部屋代、食事代等直接治療に関係のない費用、高額療養費・保険組合の付加給付等の対象額を除く

○不妊治療：助成額＝①+②(100円未満切り捨て)

① (1)～(5)の治療 【自己負担額】の全額

② (6)の治療 【自己負担額】の全額 ただし、県の先進医療不妊治療費助成事業を受けた場合は
【自己負担額】から【県助成額】を差し引いた額の全額

○不育治療：助成額＝【自己負担額】の全額(100円未満切り捨て)

4. 申請月・申請可能な治療期間

申請月	申請可能な治療期間
4月	前年 8月1日領収分から 3月31日領収分まで
8月	前年12月1日領収分から 7月31日領収分まで
12月	同年 4月1日領収分から11月30日領収分まで

5. 申請に必要な書類等

- ・ 不妊治療費等助成申請書または不育治療費等助成申請書
- ・ 市税等の滞納がない証明書（夫婦分） ※ 申請月発行の証明書
※申請書(令和6年度～)の同意書欄に同意の意思を示された方は提出の必要はありません。
同意のない方、旧様式による申請の方は滞納がない証明の添付が必要です。
- ・ 不妊治療受診等証明書または不育治療受診等証明書
- ・ 医療保険加入状況がわかるもの（助成対象者本人分）

「医療保険加入状況がわかるもの」は、次の①～③の方法で準備してください。

①	マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」を出力した紙を持参する。
②	申請者ご自身のスマートフォン等(端末画面)で、資格情報や医療保険の資格情報を提示する。 この場合、申請時に所定の「被保険者資格情報」に記載していただき、資格情報に相違がないか、受付担当者が端末画面を確認します。
③	保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」をコピーした紙を持参する。

- ・ 治療費の領収書・明細書の写し（領収書・明細書は受診日順に並べてください）
- ・ 印鑑（シャチハタ等スタンプ印不可）

【以下は該当する方のみ】

- ・ 県に申請した先進医療不妊治療費助成制度における承認決定通知書及び受診等証明書の写し
- ・ 高額療養費制度を申請された方：限度額認定証（ない場合、マイナポータルの資格情報画面において「区分」を確認し、申請の際、受付担当者へお知らせください。）
- ・ 付加給付の支給があった方：支給額の方かる書類（給付通知書等）があればお持ちください。
- ・ 事実婚関係に関する申立書（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦のみ）

6. 甌地域の旅費・宿泊費について ※旅費：原則、甌島住民島発往復割引運賃

●不妊治療費に係る旅費および宿泊費

	特定不妊治療	一般不妊治療
旅費	治療1回につき9往復分を上限	治療1回につき9往復分を上限に単年度15往復を限度
宿泊費	治療1回につき15泊までとし、1泊あたり5,000円を上限に3分の2を乗じて得た額	治療1回につき15泊(単年度15泊を限度とする)までとし、1泊あたり5,000円を上限に3分の2を乗じて得た額

●不育治療費にかかる旅費

- ※ 不育治療にかかる甌各港と川内港又は串木野新港間の船舶旅客運賃
- ※ 不育治療費の助成額と旅費の合計助成額が、上限10万円です。

●旅費・宿泊費の申請に必要な書類

- ・ 甌各港と川内港又は串木野新港間の船舶旅客運賃領収書の写し
- ・ 宿泊施設の領収書の写し

【申請・問い合わせ先】 福祉こども部こども家庭課 こども政策グループ

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号 薩摩川内役所 本庁舎2階

【電話】(0996)23-5111 【FAX】(0996)20-5570



※制度内容について・様式のダウンロード ⇒